

政策情報学部  
創設10周年記念シンポジウム

「インターネットの安心・安全対策」  
～教育現場を中心として

平成22年6月11日(金)

千葉商科大学

# 目 次

## 1. 講演資料

〔講演〕

インターネットの安全・安心対策と法～教育現場を中心として…………… 1

筑波大学大学院教授 藤原 静雄

〔講演〕

学校における生徒等に対する個人情報保護について…………… 23

東京大学大学院教授 宇賀 克也

2. 参考資料 …………… 42

# 学校における生徒等に対する個人情報保護について

東京大学 宇賀克也

2010/6/11

1

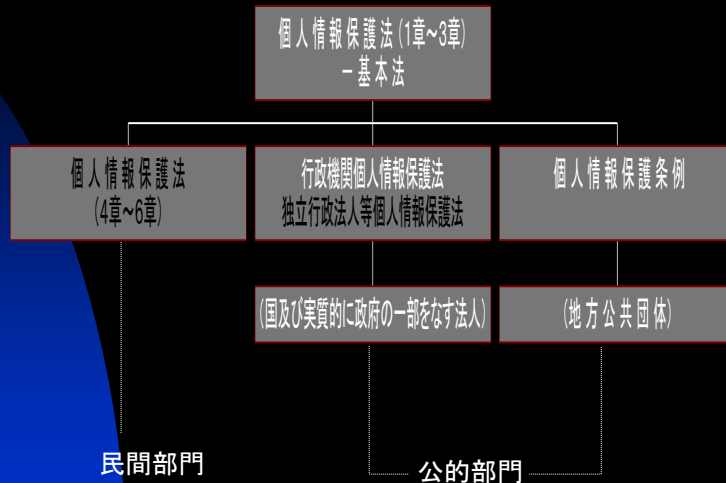
## 個人情報保護関係5法とは

- 個人情報保護法
- 行政機関個人情報保護法
- 独立行政法人等個人情報保護法
- 情報公開・個人情報保護審査会設置法
- 行政機関個人情報保護法等の施行に伴う関係法律整備法

2010/6/11

2

# 個人情報保護法制体系



2010/6/11

3

# 個人情報保護法制の体系

- 個人情報保護法(基本法+民間部門の一般法)
- 公的部門(行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例)
- オムニバス方式とセグメント方式の折衷型
- 欧州型と米国型の折衷型
- 個別法による特例(個人情報保護法6条、附帯決議)

2010/6/11

4

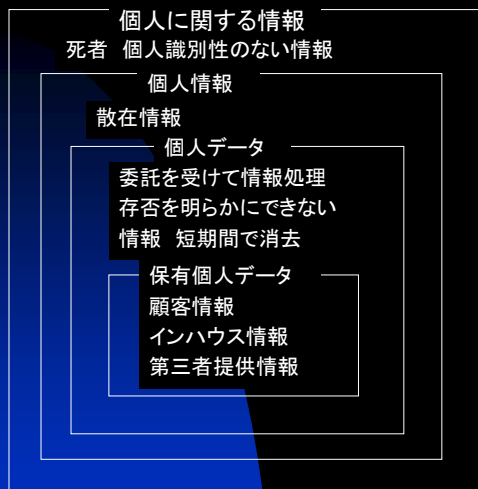
# 個人情報保護法の基礎概念

- 個人に関する情報
- 個人情報
- 個人データ←個人情報データベース等  
(データベース、ファイリングシステム)
- 保有個人データ
- 事業者
- 個人情報取扱事業者

2010/6/11

5

## 個人情報保護法



主務大臣による関与・罰則

報告の徴収・助言一すべて  
勧告・命令・罰則一16～18、20～27、30(2項)  
直接命令一16～17、20～22、23(1)

- 個人情報  
利用目的の特定・変更(15)  
利用目的による制限(16)  
適正な取得(17)  
利用目的の通知等(18)
- 個人データ  
正確性の確保(19)  
安全管理措置(20)  
従業員の監督(21)  
委託先の監督(22)  
第三者提供の制限(22)
- 保有個人データ  
保有個人データに関する事項の  
公表等(24)
- 開示(25)  
訂正等(26)  
利用停止等(27)  
理由の説明(28)  
開示等の求めに応ずる手続(29)  
手数料(30)

## 個人情報取扱事業者の義務等

- 目的拘束(利用目的の特定、利用目的による制限、取得に際しての利用目的の通知等、第三者提供の制限)
- 入口規制より出口規制を重視
- 適正な取得
- 正確性の確保、安全管理措置(従業者、委託先を含む)
- 本人関与(保有個人データに関する事項の公表等、開示、訂正等、利用停止等)
- 理由の説明、開示等の求めに応ずる手続、手数料

2010/6/11

7

## 主務大臣の監督等

- 主務大臣(事業所管大臣、雇用管理については厚生労働大臣(船員の雇用管理については国土交通大臣)と事業所管大臣)
- 報告の徴収
- 助言
- 勧告
- 命令(勧告前置、直接)
- 罰則(命令違反に対する間接罰)

2010/6/11

8

## 認定個人情報保護団体

- 主務大臣(設立の許認可等をした大臣、設立について許認可等を受けていない場合は事業所管大臣)
- 任意の認定制
- 個人情報保護指針
- 主務大臣の監督(報告の徴収、命令、認定の取消し)

2010/6/11

9

## 適用除外

- 放送機関等 報道の用に供する目的
- 著述を業として行う者 著述の用に供する目的
- 学術研究機関等 学術研究の用に供する目的
- 宗教団体 宗教活動の用に供する目的
- 政治団体 政治活動の用に供する目的

2010/6/11

10

## 行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法

**個人に関する情報**  
死者 個人識別性のない情報

**個人情報**  
個人メモ等  
保有個人情報  
散在情報  
個人情報ファイル  
電算処理ファイル  
マニュアル処理ファイル

**行政機関個人情報保護法**  
個人に関する情報  
不開示情報(14条2号)  
個人情報  
保有制限等(3)  
利用目的の明示(4)  
従業者の義務(7)  
保有個人情報  
正確性の確保(5)  
安全確保措置(6)  
利用・提供制限(8)  
措置要求(9)  
開示(12~26)  
訂正(27~35)  
利用停止(36~41)  
不正な利益を図る目的での提供・盗用(54)

**独立行政法人等個人情報保護法**  
総務大臣への事前通知なし

**個人情報ファイル**  
総務大臣への事前通知(10)  
不正提供に対する罰則(53)  
(ただし、電算処理ファイル)  
個人情報ファイル簿の作成・公表(11)

2010/6/11 11

## 早稲田大学江沢民 国家主席講演事件

- 第1事件
- (1) 事案の概要
- (2) 東京地判平成13・4・11
- (3) 東京高判平成14・1・16
- (4) 最判平成15・9・12

2010/6/11

12

## 第2事件

- (1) 事案の概要
- (2) 東京地判平成13・10・17
- (3) 東京高判平成14・7・17
- (4) 最判平成15・9・12
- (5) 東京高判平成16・3・23

2010/6/11

13

## 個人情報保護法との 関係

- 個人情報保護法施行前
- 個人情報保護法施行後であればどうなるか
- 個人情報保護法18条
  - 利用目的をあらかじめ明示
- 個人情報保護法23条との関係
  - 個人データか

2010/6/11

14

## 最高裁判決からの 教訓

- 氏名・住所・電話番号・学籍番号のような個人情報であっても、プライバシーとして保護され、他者への開示については本人の同意を得ることが原則
- その例外が認められるためには、本人の同意を得ることが困難な特別の事情が認められなければならない

2010/6/11

15

## 文部科学省の指針

- 「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成16年11月11日制定、平成18年2月1日改定)
- 私立学校を設置する民間事業者が対象

2010/6/11

16

## 厚生労働省の指針

- 「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針について」(平成16年度厚生労働省告示第259号)

2010/6/11

17

## 個人情報保護条例

- 個人情報保護法12条「地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない」

2010/6/11

18

# 千葉市個人情報保護 条例

- 市長は、事業者が個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう指導及び助言を行うものとする(48条)
- 市長は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする(49条)

2010/6/11

19

# 現に教育を受けている 者

- 在校生
- 科目等履修生
- 聴講生
- 公開講座への参加者

2010/6/11

20

## 現時点で教育を受けようとする者

- 学校説明会への参加者
- 受験を申請した者
- 公開講座等の受講を申請した者
- 教育目的で行われる講演への参加申請者
- 合格者・入学ガイダンスへの参加者

2010/6/11

21

## 過去において教育を受けた者

- 卒業生
- 他校への転出生
- 中退者
- 過去に履修科目生であった者

2010/6/11

22

## 過去において教育を受けようとした者

- 不合格者
- 入学辞退者
- 公開講座の受講辞退者

2010/6/11

23

## 利用目的の特定

- あらかじめ第三者に提供することを予定している場合には、それも利用目的として特定することが必要
- できる限り具体的に特定

2010/6/11

24

## 利用目的による制限

- 特定された目的以外に利用することは原則禁止
- 不要な個人情報収集しない
- (性別、本籍、親の学歴・職業等)
- 草加市の例
- 目的外に利用する場合には、本人の同意を得るのが原則

2010/6/11

25

## 安全管理措置・従業者の監督

- 従業者とは
- 事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事する者すべてを含む
- 嘱託、パート職員、教育実習生、理事、監事、派遣職員、学校主催の事業にボランティアで参加する者も含む

2010/6/11

26

## 個人情報<sup>の</sup>持出しはきわめて危険

- 盗難事件・紛失事故が頻発
- 車上荒らしは日常茶飯事
- (鍵のかけ忘れ、鍵をこわす、ガラスを壊す)
- (店舗の駐車場、民家の前の路上、自宅の駐車場)
- 自宅で盗難にあうケースも増加
- パソコン、USBメモリ、FD等

2010/6/11

27

## 個人情報<sup>の</sup>紛失も持出しに起因することが多い

- 電車の網棚に寄せ置き忘れる
- 郵便も100パーセントは信用できない
- 横浜市大の非常勤講師が普通郵便で送付した成績表が紛失
- 書留郵便を用いる
- コピーを保存

2010/6/11

28

## Winnyによる個人情報漏洩が頻発

- 自宅で利用したPCにファイル交換ソフト(Winny等)がインストールされていて、ウィルス感染したことによる漏洩が頻発→自宅で利用するPCにファイル交換ソフト(Winny等)がインストールされていないことを確認、ウィルス対策ソフトをインストール、個人情報にはパスワードを設定(文部科学省事務連絡2006・2・27)

2010/6/11

29

## 持出しには許可制

- 個人データ管理責任者又は個人情報保護委員会等
- 許可に際しては、留意事項を書面で交付
- 退職者による持出しも厳格にチェック(雇用契約・就業規則等において退職後の個人情報の持出し禁止、退職後の守秘義務を規定)

2010/6/11

30

# プライバシーマーク

- 財団法人日本情報処理開発協会
- 学校法人等の事業者単位
- 学部等の部局単位は不可
- 産業能率大学

2010/6/11

31

# ISMS(情報セキュリティ マネジメントシステム)

- 財団法人日本情報処理開発協会
- 部局単位で認証を得ることも可能
- 京都大学大学院医学研究科(医療経済分野)、静岡大学総合情報処理センター、南山大学名古屋キャンパス・瀬戸キャンパス

2010/6/11

32

## 個人情報の廃棄

- 目的を終えた個人情報は速やかに廃棄
- ゴミ箱に廃棄した書類から個人情報が漏洩
- 廃棄した中古PCから個人情報が漏洩
- シュレッダー、焼却、溶解
- ハードディスクを破壊

2010/6/11

33

## 紙のリサイクル

- 用紙の裏を再利用する際、表の個人情報が漏洩する例が稀でない

2010/6/11

34

## 委託先の監督

- 個人情報漏洩の約2割は委託先で発生
- 委託先の選定
- 委託契約において細部まで規定
- 特に再委託については厳格に規定
- 宇治市の例

2010/6/11

35

## 第三者提供

- 事前の本人同意が原則
- 同窓会・就職情報サービス会社等への個人情報提供も本人同意
- 広報用ビデオについても個人情報に配慮 横浜地裁相模原支部平成17年1月27日判決 教材用ビデオでも、生徒の氏名、肖像等が開示される場合は同意が必要

2010/6/11

36

## 保有個人データへのアクセス

- 学生の便宜に配慮した場所・時間を定める
- 閲覧の際のプライバシーに配慮(個室が望ましい)  
厳格な本人確認

2010/6/11

37

## 苦情処理

- 既存の学生相談室等を利用してもよい
- ただし、個人情報保護の専門家(いない場合には研修により育成)を配置

2010/6/11

38

平成21年中のサイバー犯罪の検挙状況等について

1 サイバー犯罪の検挙状況

平成21年中のサイバー犯罪(情報技術を利用する犯罪)の検挙件数は6,690件で前年より369件(5.8%)増加。平成17年から過去5年間で約2倍に増加し、統計を取り始めてから過去最多。 [1頁]

(1) 不正アクセス禁止法違反

不正アクセス禁止法違反は2,534件で前年より794件(45.6%)増加。平成12年の不正アクセス禁止法施行後、最多。

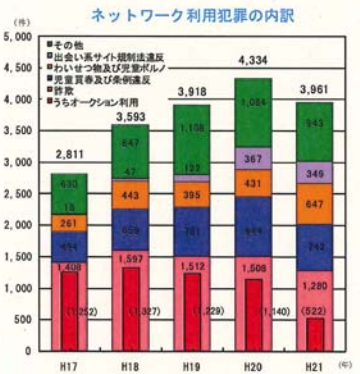
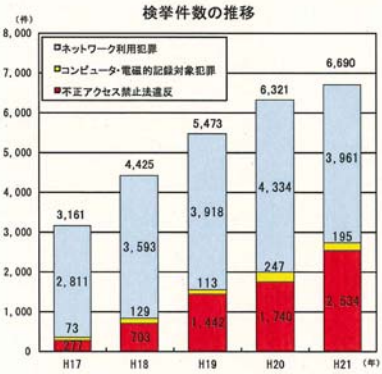
(2) コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

コンピュータ又は電磁的記録を対象とした犯罪は195件で前年より52件(21.1%)減少。

(3) ネットワーク利用犯罪

ネットワーク利用犯罪は3,961件で前年より373件(8.6%)減少。

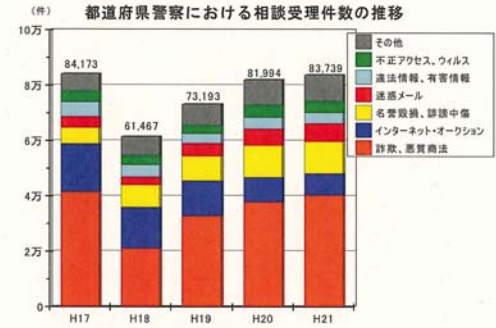
- ネットワーク利用詐欺が減少(1,280件、前年比-228件、-15.1%)。インターネット・オークション利用詐欺は減少(522件、前年比-618件、-54.2%)。これは、警察の要請を受け、大手事業者が受取り後決済サービス(注)などの導入をしたことが功を奏したものの。  
(注) 落札者が入金した代金をネット銀行が一時預かり、商品受取り後に出品者に代金を入金するシステム。
- 児童買春及び青少年保護育成条例違反は減少(742件、前年比-202件、-21.4%)。
- わいせつ物頒布等及び児童ポルノ事犯は増加(647件、前年比+216件、+50.1%)。
- 出会い系サイト規制法違反は減少(349件、前年比-18件、-4.9%)。



2 サイバー犯罪等に関する相談状況

平成21年中に都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談件数は83,739件で、前年より1,745件(2.1%)増加。[4頁]

「インターネット・オークション」に関する相談が減少(7,859件、前年比-1,131件、-12.6%)する一方、「詐欺・悪質商法」(40,315件、前年比+2,521件、+6.7%)、「迷惑メール」(6,538件、前年比+500件、+8.3%)に関する相談などが増加。「詐欺・悪質商法」のうち、25,856件、64.1%が架空請求メールに関するもの。



3 インターネット上の自殺予告事案への対応

インターネット上の自殺予告事案について、平成21年中に都道府県警察がプロバイダ等から情報開示を受け対応した件数及び人数は、223件228人。(前年比+43件、+32人)

(1) 認知の端緒

本人によるものが13件(-2件)、一般からの通報が99件(+7件)、サイト管理者からの通報が74件(+27件)、インターネット・ホットラインセンターからの通報が4件(-4件)、その他33件であった。

(2) 対応状況

- 自殺を図った者は11人(+1人)、うち死亡者2人(-5人)、救護等により存命した者9人(+6人)。
- 自殺のおそれのある78人(-14人)に対し、本人への説諭、家族への監護依頼等の自殺の防止措置を実施。
- 自殺のおそれのない、いたずら等は104人(+30人)。
- 書込者が判明しなかったものは35人。

① 自殺により死亡	2人
② 自殺を図ったが、救護等により存命	9人※
③ 自殺のおそれあり(説諭等実施)	78人
④ 自殺のおそれなし(いたずら等)	104人
⑤ 書込者が判明せず	35人
合 計	228人



※このうち、警察官による発見、救護は4人。

#### 4 今後の対策

インターネットが国民の日常生活の場、日常的な経済取引の場となりつつあり、サイバー犯罪も急速に増加していることから、警察において取締りの強化を図るとともに、国民・事業者に対して注意喚起を行い、サイバー犯罪に強い社会づくりを目指す。

##### (1) 取締りの強化

- 各種教養を通じて、警察署を含めたサイバー犯罪対応能力の向上を図り、サイバー犯罪の取締りを強化する。

##### (2) 違法情報対策の推進

- インターネット上の違法情報を把握し、児童ポルノなど悪質事犯に重点を指向した取締りと被害防止対策を推進する。
- 違法情報の投稿者だけでなく、違法情報の投稿、書き込みを認識しながらそのまま放置しているサイト管理者の刑事責任の追及をも視野に入れた捜査を行う。

##### (3) 国民に対する注意喚起の推進

- 最近のサイバー犯罪の検挙状況を分析し、警察庁ホームページ内の「インターネット安全・安心相談」の回答項目の充実を図るなど、被害防止の観点から国民に注意喚起を行う。

##### (4) インターネット上の自殺関連情報対策の推進

- インターネット上の自殺予告事案を把握した場合は、引き続き迅速に発信者を特定し自殺防止に係る措置を行う。

### 平成21年中のサイバー犯罪の検挙及び相談状況について

#### 第1 サイバー犯罪の検挙状況

##### 1 検挙件数

罪名	年					前年比増減
	H17	H18	H19	H20	H21	
不正アクセス禁止法違反	277	703	1,442	1,740	2,534	+ 794 (+ 45.6%)
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	73	129	113	247	195	- 52 (- 21.1%)
電子計算機使用詐欺	49	63	74	220	169	- 51 (- 23.2%)
電磁的記録不正作出・毀滅等	17	56	34	20	22	+ 2 (+ 10.0%)
電子計算機接続等業務妨害	7	10	5	7	4	- 3 (- 42.9%)
ネットワーク利用犯罪	2,811	3,593	3,918	4,334	3,961	- 373 (- 8.6%)
詐欺	1,408	1,597	1,512	1,508	1,280	- 228 (- 15.1%)
うちオークション利用詐欺	1,252	1,327	1,229	1,140	522	- 618 (- 54.2%)
児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)	136	251	192	254	507	+ 253 (+ 99.6%)
児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)	320	463	551	507	416	- 91 (- 17.9%)
出会い系サイト規制法違反	18	47	122	367	349	- 18 (- 4.9%)
青少年保護育成条例違反	174	196	230	437	326	- 111 (- 25.4%)
わいせつ物頒布等	125	192	203	177	140	- 37 (- 20.9%)
著作権法違反	128	138	165	144	188	+ 44 (+ 30.6%)
その他 商標法違反	109	218	191	192	126	- 66 (- 34.4%)
上記以外	393	491	752	748	629	- 119 (- 15.9%)
合計	3,161	4,425	5,473	6,321	6,690	+ 369 (+ 5.8%)

※ その他の「上記以外」には、名誉毀損、脅迫、覚せい剤取締法違反等の薬物事犯、児童福祉法、犯罪収益移転防止法、薬事法等の違反がある。  
 ※ ネットワーク利用犯罪の定義  
 犯罪の構成要件に該当する行為についてネットワークを利用した犯罪、又は構成要件該当行為でないものの、犯罪の実行に必要不可欠な手段としてネットワークを利用した犯罪をいう。例えば、児童買春及び青少年保護育成条例違反については、ネットワーク上で連絡を取り合った者同士がネットワーク上において性交等に合意している場合に限って計上している。

#### 2 サイバー犯罪の罪名別割合

罪名	年					前年比増減
	H17	H18	H19	H20	H21	
不正アクセス禁止法違反	8.8%	15.9%	26.3%	27.5%	37.9%	+ 10.4
コンピュータ・電磁的記録対象犯罪	2.3%	2.9%	2.1%	3.9%	2.9%	- 1.0
電子計算機使用詐欺	1.6%	1.4%	1.4%	3.5%	2.5%	- 1.0
電磁的記録不正作出・毀滅等	0.5%	1.3%	0.6%	0.3%	0.3%	0.0
電子計算機接続等業務妨害	0.2%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0
ネットワーク利用犯罪	88.9%	81.2%	71.6%	68.6%	59.2%	- 9.4
詐欺	44.5%	36.1%	27.6%	23.9%	19.1%	- 4.8
うちオークション利用詐欺	39.6%	30.0%	22.5%	18.0%	7.8%	- 10.2
児童買春・児童ポルノ法違反(児童ポルノ)	4.3%	5.7%	3.5%	4.0%	7.6%	+ 3.6
児童買春・児童ポルノ法違反(児童買春)	10.1%	10.5%	10.1%	8.0%	6.2%	- 1.8
出会い系サイト規制法違反	0.6%	1.1%	2.2%	5.8%	5.2%	- 0.6
青少年保護育成条例違反	5.5%	4.4%	4.2%	6.9%	4.9%	- 2.0
わいせつ物頒布等	4.0%	4.3%	3.7%	2.8%	2.1%	- 0.7
その他 著作権法違反	4.0%	3.1%	3.0%	2.3%	2.8%	+ 0.5
商標法違反	3.4%	4.9%	3.5%	3.0%	1.9%	- 1.1
上記以外	12.4%	11.1%	13.7%	11.8%	9.4%	- 2.4
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

### 3 平成21年の主なサイバー犯罪検挙事例

#### 不正アクセス禁止法違反

被疑者（無職・男・21歳）は、他人の識別番号を使用して、インターネットバンキングのサーバコンピュータに不正アクセス行為を行い、預金口座から電子マネーを購入した後、現金に換金した。

電子計算機使用詐欺罪、私電磁的記録不正作出・同供用罪でも検挙。

（4月・京都府）

被疑者（会社員・男・44歳）は、関連会社社員の識別番号を使用して、会社内の顧客データベースのコンピュータに不正アクセス行為を行い、顧客情報を不正に入手し、会社所有の電磁的記録媒体に保存して持ち出した。

窃盗罪でも検挙。

（6月・警視庁）

被疑者（自営業・男・35歳）は、インターネットカフェにおいて、他人の識別番号を使用してインターネットバンキングのサーバコンピュータに不正アクセス行為を行い、他人の口座から自己が管理する他人名義の銀行口座に不正に送金した。

電子計算機使用詐欺罪、組織的犯罪処罰法違反でも検挙。

（7月・石川県）

#### コンピュータ・電磁的記録対象犯罪

##### 【私電磁的記録不正作出・同供用】

被疑者（無職・男・51歳）らは、インターネット・オークションサイトに他人の住所、氏名等を使用して会員登録をした上で、インターネット上の掲示板で他人名義の識別番号や銀行口座を販売すると書き込んで誘引した。

犯罪収益移転防止法違反でも検挙。

（5月・京都府・愛知県）

#### ネットワーク利用犯罪

##### 【詐欺】

被疑者（会社役員・男・30歳）らは、インターネット・オークション会社を装って、サーバに不具合が生じた事実がないにもかかわらず、サーバの修理費用を要求する架空の支払請求の電子メールを送信して、この電子メールを閲覧した者に修理費用を支払わなければならないと誤信させ、電子マネーをだまし取った。

（7月・大分県）

##### 【児童買春・児童ポルノ法違反】

被疑者（公務員・男・31歳）らは、インターネット上の携帯電話向けの児童ポルノ専用掲示板に児童ポルノ画像を投稿して、公然と陳列した。

また、この児童ポルノ専用掲示板を開設していた被疑者（会社員・男・27歳）も、児童ポルノ画像を同掲示板に掲載し、不特定多数の閲覧者に対して公然と陳列した。

（12月・神奈川県）

##### 【著作権法違反】

被疑者（会社員・男・44歳）は、著作権者の許諾を得ないで、映画をパソコンのハードディスクに記憶蔵置させ、インターネットに接続させた状態の下、ファイル共有ソフト「share」を利用して公衆送信し、著作権を侵害した。

同種事件で、北海道、秋田県、警視庁、埼玉県、三重県、兵庫県、岡山県、徳島県、佐賀県警察が全国一斉検挙。

（11月・京都府）

##### 【著作権法違反】

被疑者（会社役員・男・40歳）らは、著作権者の許諾を得ないで、日本国内で放送されたテレビ番組をサーバに記憶蔵置し、海外居住の日本人向けにインターネット配信して、著作権を侵害した。

（5月・警視庁）

##### 【麻薬特例法違反】

被疑者（無職・女・34歳）は、薬物の譲渡及び使用の仲間を募集するインターネット掲示板を開設し、同掲示板を使用して薬物の譲渡が行われることを認識しながら、書き込みを削除することなく放置して、あおり・唆し行為を助長した。

（3月・千葉県）

##### 【携帯電話不正利用防止法違反】

被疑者（無職・女・40歳）は、インターネット上の掲示板に、「飛ばしチップ売ります」など書き込み、携帯電話会社の承諾を得ず、携帯電話機及び携帯電話用ICチップ（SIMカード）を販売した。

（2月・警視庁）

##### 【公然わいせつ】

被疑者（会社役員・男・48歳）らは、インターネット上のチャットを使用して、不特定の利用者に対し、リアルタイムで女性のわいせつな動画を公然と陳列した。

（10月・警視庁）

## 第2 サイバー犯罪等に関する相談状況

都道府県警察のサイバー犯罪相談窓口等に寄せられたサイバー犯罪等に関する相談の受理件数は次のとおり。

### 1 相談受理件数の推移

(単位：件)

区分	年					増減
	H17	H18	H19	H20	H21	
詐欺・悪質商法に関する相談 (インターネット・オークション関係を除く)	41,480	21,020	32,824	37,794	40,315	+2,521 (+6.7%)
架空請求メール	8,068	3,069	10,910	22,015	25,856	+3,841 (+17.4%)
不当請求メール	20,869	7,924	9,878	7,938	6,771	-1,167 (-14.7%)
その他	12,543	10,027	12,036	7,841	7,688	-153 (-2.0%)
インターネット・オークションに関する相談	17,451	14,905	12,707	8,990	7,859	-1,131 (-12.6%)
名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談	5,782	8,037	8,871	11,516	11,557	+41 (+0.4%)
迷惑メールに関する相談	3,975	2,930	4,645	6,038	6,538	+500 (+8.3%)
違法・有害情報に関する相談	5,317	4,335	3,497	4,039	3,785	-254 (-6.3%)
不正アクセス、コンピュータ・ウイルスに関する相談	3,965	3,323	3,005	4,522	4,183	-339 (-7.5%)
その他	6,203	6,917	7,644	9,095	9,502	+407 (+4.5%)
合計	84,173	61,467	73,193	81,994	83,739	+1,745 (+2.1%)

### 2 主な相談事例

#### (1) 詐欺・悪質商法に関する相談

##### 【架空請求・不当請求】

- 利用した覚えのないサイトの利用料金を請求するメールが届いた。
- ホームページを閲覧していたとき、動画の再生をしようとクリックしただけで「登録ありがとうございます。料金を支払ってください」と表示された。
- 懸賞応募サイトや占いサイトを利用したところ、出会い系サイトに登録したことにされ、何かと理由をつけて料金を振り込むようメールで催促された。

#### (2) インターネット・オークションに関する相談

##### 【詐欺被害】

- オークションで落札し、代金を振り込んだが商品が送られてこない。

##### 【違法品】

- オークションで商品を買ったが、偽ブランド品、海賊版であった。

#### (3) 名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談

- 掲示板に自分を誹謗中傷するような内容が書き込まれている。
- 掲示板に自分の写真や氏名、住所等が無断で掲載された。
- 掲示板の書き込みを削除させたいが、どうすればよいか。

#### (4) 迷惑メールに関する相談

- 勧誘のメールが一日に何通も届いて迷惑である。
- 「このメールを他人に送らないとあなたを殺す」旨のチェーンメールが届く。
- わいせつな文章や画像が添付されたメールが送りつけられてくる。

#### (5) 違法情報、有害情報に関する相談

- 児童ポルノ画像を掲載しているホームページがある。
- 自殺の方法を掲載しているホームページがある。

#### (6) 不正アクセス、コンピュータ・ウイルスに関する相談

##### 【不正アクセス】

- ID・パスワードが勝手に使用され、オンラインゲーム用の仮想通貨とアイテムを盗まれた。

##### 【コンピュータ・ウイルス】

- ファイル共有ソフトを使用していたら、コンピュータ・ウイルスに感染してしまい、パソコンに保存していたデータがインターネット上に流出した。

#### (7) その他

- 利用した覚えのないクレジットカード決済がある。

### 3 「インターネット安全・安心相談」へのアクセス状況

#### (1) 「インターネット安全・安心相談」について

警察庁では、インターネット上での困りごと相談を受け付け、その対応策等を回答するウェブサイト「インターネット安全・安心相談」を開設している。

(<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>)。



#### (2) アクセス数の推移

	H17 <sup>※</sup>	H18	H19	H20	H21
件数	226,774件	393,234件	420,487件	298,450件	155,867件
1日平均	1,140件	1,077件	1,152件	815件	427件

※ 平成17年は、6月16日からの件数。

### 第3 インターネット上の自殺予告事案への対応

#### 1 認知の端緒

通報者	H18	H19	H20	H21	増減
本人	0件	17件	15件	13件	-2件
一般	51件	58件	92件	99件	+7件
サイト管理者	6件	20件	47件	74件	+27件
インターネット・ホットラインセンター	0件	5件	8件	4件	-4件
その他	18件	21件	18件	33件	+15件
合計	75件	121件	180件	223件	+43件

※その他には、行政機関、教育関係機関、警察がある。

#### 2 対応状況

	H18	H19	H20	H21	増減
自殺により死亡	1人	0人	7人	2人	-5人
自殺を図ったが、救護等により存命	4人	9人	3人	9人	+6人
自殺のおそれあり（説諭等実施）	39人	63人	92人	78人	-14人
自殺のおそれなし（いたずら等）	20人	33人	74人	104人	+30人
書込者が判明せず	15人	16人	20人	35人	+15人
合計	79人	121人	196人	228人	+32人

#### 3 平成21年の主な自殺予告事案に対応した事例

##### 【自殺を図った直後に発見し救護した例】

掲示板に自殺を予告する書き込みがあるとの通報を受けたA警察は、サイト管理者等への照会により判明したインターネットカフェ店のあるB警察に警察官の派遣を依頼したところ、店内の施錠された部屋から、首つり自殺を図り意識のない書込者を発見し病院に搬送した。

##### 【集団自殺企図者を保護した例】

掲示板に自殺を呼びかける書き込みがあるとの通報を受けたC警察は、サイト管理者等へ契約者情報を照会。判明した書込者宅へ警察官を派遣し、自殺防止措置を実施した。また、呼びかけに呼応した者を特定する情報が無かったことから、書込者に協力をもとめ掲示板に集合場所等に関する書込を実施。集合場所に現れた呼応者に職務質問を実施したところ、硫化水素を発生させるための薬剤を所持していたことから、自殺防止措置を実施した。

(1) 青少年に対する調査結果

○インターネット利用状況（携帯電話） p 3

➤携帯電話の所有率は、小学生では約2割、中学生では5割弱、高校生では96%とほとんどが所有。そのうち、小学生の約8割、中高生のほとんどがインターネットを利用。

○インターネット利用状況（パソコン） p 4

➤パソコンの使用率は、小学生及び高校生で約8割、中学生で約9割。

そのうち、小学生の約7割、中学生の約8割、高校生の約9割がインターネットを利用。

○トラブルや問題行動等の経験 p 5

➤「チェーンメールが送られてきたことがある」は、中学生の約3割、高校生の約4割が経験。

「自分が知らない人や、お店などからメールが来たことがある」、「プロフやゲームサイトで知り合った人とやりとりしたことがある」は、高校生の約2割が経験。

○トラブルや問題行動等の経験（フィルタリングの有無別） p 6

➤携帯電話のフィルタリングを使っていない高校生は、使っている高校生より、「チェーンメールが送られてきたことがある」で約11ポイント、「プロフなどに自分や他人の情報を書きこんだことがある」で約10ポイント多い。

3. ポイント

◆携帯電話は、小学生では約2割、中学生では5割弱、高校生では96%とほとんどが所有。（p 3）

◆携帯電話のフィルタリングは、小学生では約6割、中学生では5割半ば、高校生では約4割が利用。（p 17）

◆トラブルや問題行動等の経験では、携帯電話にフィルタリングを使っていない高校生は使っている高校生より経験率が高い。（p 6）

◆フィルタリングの利用やペアレンタルコントロールでは、「学んだことがある保護者」が、「特に学んだことは

ない保護者」より多い。（p 20、p 16）

◆「家庭のルール」が有りは、携帯電話では約6割、パソコンでは約5割。（p 8）

◆保護者が求める必要な取組は、「有害サイトへの規制強化」と「家庭の取組への支援」が多い。（p 24）

2

○トラブルや問題行動等の経験（親子のギャップ） p 7

➤高校生が経験したトラブル等と、親がそのトラブル等をどの程度認識しているかを比較すると、「チェーンメールが送られてきたことがある」では、親の認識の方が約12ポイント少なく、「プロフやゲームサイトで知り合った人とやりとりしたことがある」では、親の認識の方が約8ポイント少ない。

○「家庭のルール」の有無 p 8

➤携帯電話の「ルールを決めている」家庭は約6割、「特にルールを決めていない」家庭は約4割。

➤パソコンの「ルールを決めている」家庭と「特にルールを決めていない」家庭はほぼ半々。

○「家庭のルール」（携帯電話）の有無（学校種別） p 9

➤ルールを決めている家庭は、小学生では約6割、中学生では約7割、高校生では約5割。

○「家庭のルール」（パソコン）の有無（学校種別） p 10

➤ルールを決めている家庭は、小中学生では5割を超えているが、高校生では4割弱。

○「家庭のルール」の有無（親子のギャップ） p 11

➤「家庭のルール」について親子間で比較してみると、いずれのルールも子どもより親の回答が多く、双方の認識に差がある。

○フィルタリングの印象（フィルタリングの有無別） p 12

➤「有害サイトにアクセスすることがないので安心できる」は、いずれの学校種でも、フィルタリングを使っている青少年が、フィルタリングを使っていない青少年よりも多い。

➤「インターネットが使いにくくなる」はいずれの学校種でも、フィルタリングを使っていない青少年が、フィルタリングを使っている青少年よりも多い。

（2）保護者に対する調査結果

○保護者の管理（ペアレンタルコントロール） p 15

➤注意を払っていることとして、「家庭のルールづくり」をあげた保護者は、小中学生の保護者では45%前後、高校生の保護者では約27%と差が大きい。

○保護者の管理（保護者の学習経験の有無別） p 16

➤携帯電話やパソコンを使用することについて注意を払っていることは、いずれの項目においても、「学んだことがある保護者」が、「特に学んだことはない保護者」より多い。

○フィルタリングの利用 p 17

➤携帯電話のフィルタリング利用率（「インターネットが使えない機種・設定」を含む。）は、小学生で約6割、中学生で5割半ば、高校生で約4割。パソコンでは、小学生で約4割、中学生で約3割、高校生で約2割。

○フィルタリングの利用（携帯電話の購入時期別） p 18

➤携帯電話の購入時期でみると、平成19年度以前は約4割、20年度は約6割、21年度は5割半ば。

○フィルタリングに関する販売業者からの説明の有無（携帯電話の購入時期別） p 19

➤販売業者に対して「子どもが使用する」旨を申し出た保護者について、携帯電話の購入時期でみると、平成19年度以前では約5割、20年度は約8割、21年度は7割半ば。

○フィルタリングの利用（保護者の学習経験の有無別） p 20

➤「学んだことがある保護者」が、「特に学んだことはない保護者」よりフィルタリングの利用率が高い。

○フィルタリングを利用しない理由 p 21

➤携帯電話のフィルタリングを利用しない理由は、「子どもを信用している」が最も多い。

➤パソコンでは、「親がいるところで使っているので必要ない」、「家族で使っているのでそこまで考えなかった」が多い。

○携帯電話やパソコンの危険性についての学習経験 p 23

➤学校を通じて啓発を受けたという回答が、小学生より中高生の保護者で多い。

○子どものために必要な取組 p 24

➤「有害サイトへの規制を強化する」と「家庭における取組を支援する」が約6割と、他の取組よりも多い。

# インターネットの安全・安心対策 と法～教育現場を中心として

筑波大学大学院  
藤原静雄

1

## 講演の概要

1. インターネット時代の子ども達
2. インターネットの安全・安心と法律の諸相
3. インターネット時代の個人情報保護～  
安全管理措置のポイント～

2

## インターネット時代の子ども達

- ・インターネット利用者は2008年で9000万超

運転免許保有者よりずっと多い（平成20年度通信利用動向調査）  
しかし、交通ルールと異なり、ルールの整備が現実に追いつかない  
状況にある

- ・ digital native と digital immigrant

今の子どもはインターネット空間の原住民であって、デジタル移民の大人  
とは技術力はもちろん、プライバシー感覚だって違うかもしれない

3

## インターネットサービス利用の可能性

- ・メールの送受信、ウェブサイトの閲覧等  
はどのような機器で可能か

パソコン ケータイ(携帯) スマートフォン  
ゲーム機 携帯音楽プレイヤー タブレット  
型コンピュータ

ネイティヴにとって、こういった機器は、物心ついたときから存在した、あるいは日常品として当然のもの

4

## インターネット理解度テスト

- インターネットにおけるルール&マナー検定 <http://www.iajapan.org/>  
(財)インターネット協会

何人かの友だちに同時にメールを出そうと思います。友だちがどのような電子メールソフトを使っているかはわかりません。このようなとき、だれが受け取ってもきちんと文字が表示されるメールの形式はどれでしょうか。次の中から正しいと思うものを選びなさい。

- 1 文字の色や大きさを変えることができるHTML形式
- 2 文字の色や大きさを変えることができないテキスト形式
- 3 写真やイラストなどでも使われるJPEG形式

上記は「こども編」の設問です。

5

## 用語理解度

### いくつ知ってますか？

- |             |            |             |
|-------------|------------|-------------|
| ①プロバイダー     | ②プラットフォーム、 | ③ブログ        |
| ④エログ        | ⑤プロフ       | ⑥ノベログ       |
| ⑦SNS        | ⑧mixi      | ⑨2ちゃんねる     |
| ⑩Wikipedia  | ⑪裏サイト      | ⑫闇職安        |
| ⑬タレコミ掲示板    | ⑭I-ROI     | ⑮レーティング     |
| ⑯フィルタリング    | ⑰ポリスチャンネル  | ⑱e-ネットキャラバン |
| ⑲ホットラインセンター |            | ⑳ブロッキング     |

\*「警察政策」12巻274頁～275頁などを参考にした

6

## インターネットの安全・安心と法律の諸相

- 教育現場で知っておくべきという観点からみたインターネットの利用に係る法律を概観してみると、以下のような法律が重要と言える。
- **不正アクセス禁止法**：「アクセス制御機能を有する特定電子計算機」に他人のID・パスワードなどを入力して、アクセス制御されている利用をする ⇒ 制御されていない(第三者が閲覧可能な状態であった場合には適用できない)

かつては不正侵入自体(クラッキング)が目的であったが、今日ではインターネット・オークション等で金銭を得ることが目的となっているといわれる。10代の被疑者が増えている。

- \* オンラインゲームのサーバーに不正にアクセスした高校生、
- \* 他の女子高校生になりすまし、そのIDとパスワードを使って携帯電話から当該女子高校生のプロフィールに不正アクセスして、プロフィールを削除

7

## インターネットの安全・安心と法律の諸相

- **出会い系サイト規制法**(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘因する行為の規制等に関する法律)
- \* 平成21年度に出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童数は453人、前年比も減少、出会い系サイト以外のサイトを利用して犯罪の被害に遭った児童は1,136人で、前年比43.4%の増加。出会い系サイトを利用した被害の倍以上の数
- ⇒ 他の一般的なサイトに流れているということ

8

## インターネットの安全・安心と法律の諸相

- **プロバイダ責任制限法**

この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、**特定電気通信役務提供者**の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

⇒ **重要なのは**、ISP(インターネット・サービス・プロバイダ)だけではなく、他人の書き込みを許容するウェブページ管理運営する者、個人や学校や自治体や一般企業が広く含まれる、ということ。

\* インターネットにおける加害者特定の困難性(ただし、次ページ参照)

\* プロバイダは削除すると、書き込んだ者から表現の自由を根拠に権利侵害で訴えられるおそれ、逆に、削除しないと、削除しないことが権利侵害であると書かれた人から訴えられるおそれ。この関係とインターネットによる情報流通促進のバランスをどうとるか。

9

## インターネットの安全・安心と法律の諸相

- 「3日後に学校に爆弾を仕掛けるぞ。オレが名乗らないかぎり、オレがだれだかわかるわけではないからな。見つけれられるものなら見つけてみる」という書きこみを見つけました。書きこんだ人の名前もメールアドレスもありません。メッセージの発信元がだれであるか、本当にわからないのでしょうか。もっともあてはまると思うものを、次のなかから選びなさい

- 1 プロバイダはメッセージの発信元を調べることができる。
- 2 書きこんだ人が名乗らなければだれであるかわからない。
- 3 警察はメッセージの発信元を調べることはできない

\* これも (財)インターネット協会の「インターネットにおけるルール&マナー検定」こども編にある問題です。大切なのは、履歴は必ず残るということ

10

## インターネットの安全・安心と法律の諸相

- **著作権法**

ファイル共有ソフト(Winny Shareなど):著作権侵害の問題もあるが、本日のテーマとの関係では、個人情報の漏洩の問題と関係が深い。  
これについては、3. インターネット時代の個人情報保護と安全管理措置のところでも取り上げる。

- **青少年インターネット利用環境整備法**(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律)

近時ケータイ電話、学校裏サイト等をめぐる議論が多いので、青少年インターネット利用環境整備法については、少し詳しく、その後のアンケート調査の結果も含めて取り上げる

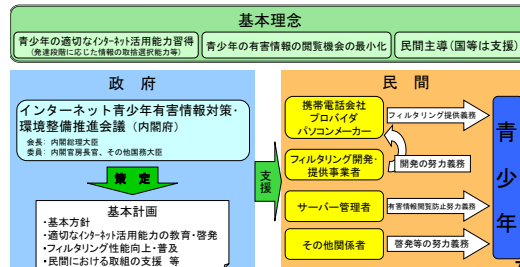
- **その他 児童ポルノサイト規制の問題等があるが、これは省略する**

11

## 青少年インターネット利用環境整備法(平成21年4月1日施行)[内閣府説明資料より]

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の概要

○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号)」は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され成立。  
○公布日(平成20年6月18日)から、1年を超えない範囲内で政令で定める日から施行。



12

## 青少年インターネット利用環境整備法

インターネットは便利なものですが、一方で親の目の届かないところで子どもたちが、出会い系サイトやアダルトサイト、自殺方法に関するサイト等の有害情報が含まれるサイトに簡単にアクセスできてしまったり、個人情報を書き込んでトラブルになる可能性があります。このようなサイトから発生する事件やトラブルが年々多く発生しています。

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」は、子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、  
 <1>青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させる  
 <2>フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する  
 <3>民間の関係者の自主的・主体的な取組を政府が支援することを基本としてインターネット関係事業者に義務などを課すとともに、保護者や、インターネットの利用者みなで、子どもたちを有害情報から守る取組を求めています。

(内閣府HPよりの転載)

13

## 青少年インターネット利用環境整備法

### 目的規定

- この法律は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的とする。

14

## 青少年のインターネット利用環境実態調査結果

- 携帯電話は、小学生では約2割、中学生では5割弱、高校生では96%とほとんどが所有。(p3)
- ◆携帯電話のフィルタリングは、小学生では約6割、中学生では5割半ば、高校生では約4割が利用。(p17)
- ◆トラブルや問題行動等の経験では、携帯電話にフィルタリングを使っていない高校生は使っている高校生より経験率が高い。(p6)
- ◆フィルタリングの利用やペアレンタルコントロールでは、「学んだことがある保護者」が、「特に学んだことはない保護者」より多い。(p20、p16)
- ◆「家庭のルール」が有りは、携帯電話では約6割、パソコンでは約5割。(p8)
- ◆保護者が求める必要な取組は、「有害サイトへの規制強化」と「家庭の取組への支援」が多い。(p24)
  - \* 内閣府HPに詳細な報告書が掲載されている
  - ⇒<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/index.html>

15

## インターネット等の安全・安心な利用のために

- 技術でできることは技術で
- 大人が何かをしなければならない
  - \* 保護者にも責務規定あり
- digital native である子ども達のプライバシー感覚はどうか
  - \* ただし、無防備は問題
- 自分で自分を守る教育と、インターネットの社会では足跡は残るといこと、何でも隠れてできるということではないという教育
  - \* メールの教育もあわせて

16

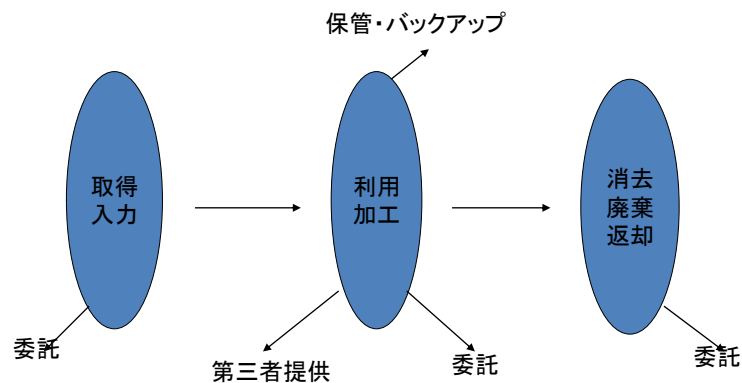
## 困った時のツール

- e-ネットキャラバン(総務・文科・通信関連団体)  
⇒ 教員・保護者向けの派遣「e-ネット安心講座」
- ポリスチャンネル(警察庁)⇒ サイバー犯罪の知識
- ホットラインセンター(財団法人インターネット協会)  
⇒ 違法・有害情報の通報受付窓口、削除依頼
- 違法・有害情報相談センター(社団法人テレコムサービス協会)⇒ 学校関係者などを対象とする無料相談

17

## インターネット時代の個人情報保護 ～セキュリティの観点から～

(個人情報のライフサイクル)



18

## 漏洩事故と安全管理措置

### \* 個人情報の取扱い

- ① 取得・入力の際での注意事項  
⇒ 例えば様式は？
- ② 利用・加工  
⇒ 過剰反応
- ③ 廃棄  
⇒ 廃棄(個人情報の定義から外す)と組織的観点

### \* 漏洩事故の主な類型

- ① 媒体の紛失(USBなど)、メールのCCとBCC、FAXの誤送信  
⇒ これらはなお一番多い
- ② ファイル交換ソフト  
⇒ 技術的にわかっている人の周辺は大丈夫か
- ③ 委託 ⇒ 大きな事故が多い(宇治市住基台帳事件、神奈川県06年度県立高校生個人情報事件)  
\* 宇治市住民基本台帳事件の意味するもの

19

## 事故対応～危機管理

### 例: 児童生徒の個人情報の漏洩事故

- ① 影響を受ける可能性のある本人及び保護者への連絡、事実報告、謝罪、
  - ② 教育委員会への事実報告、
  - ③ 漏洩の事実の公表
- 事案の軽重・内容に応じて、必要な対応を選択

生徒指導に関する「危機」、例えば刑事事件などが発生した場合には、より丁寧な対応いわゆるポジションペーパー(当該問題に対する事実関係を客観的に示す文書で、事案の概要・現在までの経過・原因・今後の対策・学校としての見解・問い合わせ先などの内容を含む)を作成することが必要な場合もあり

\* ご静聴ありがとうございました。

20